≪規則変更認証の手続き≫

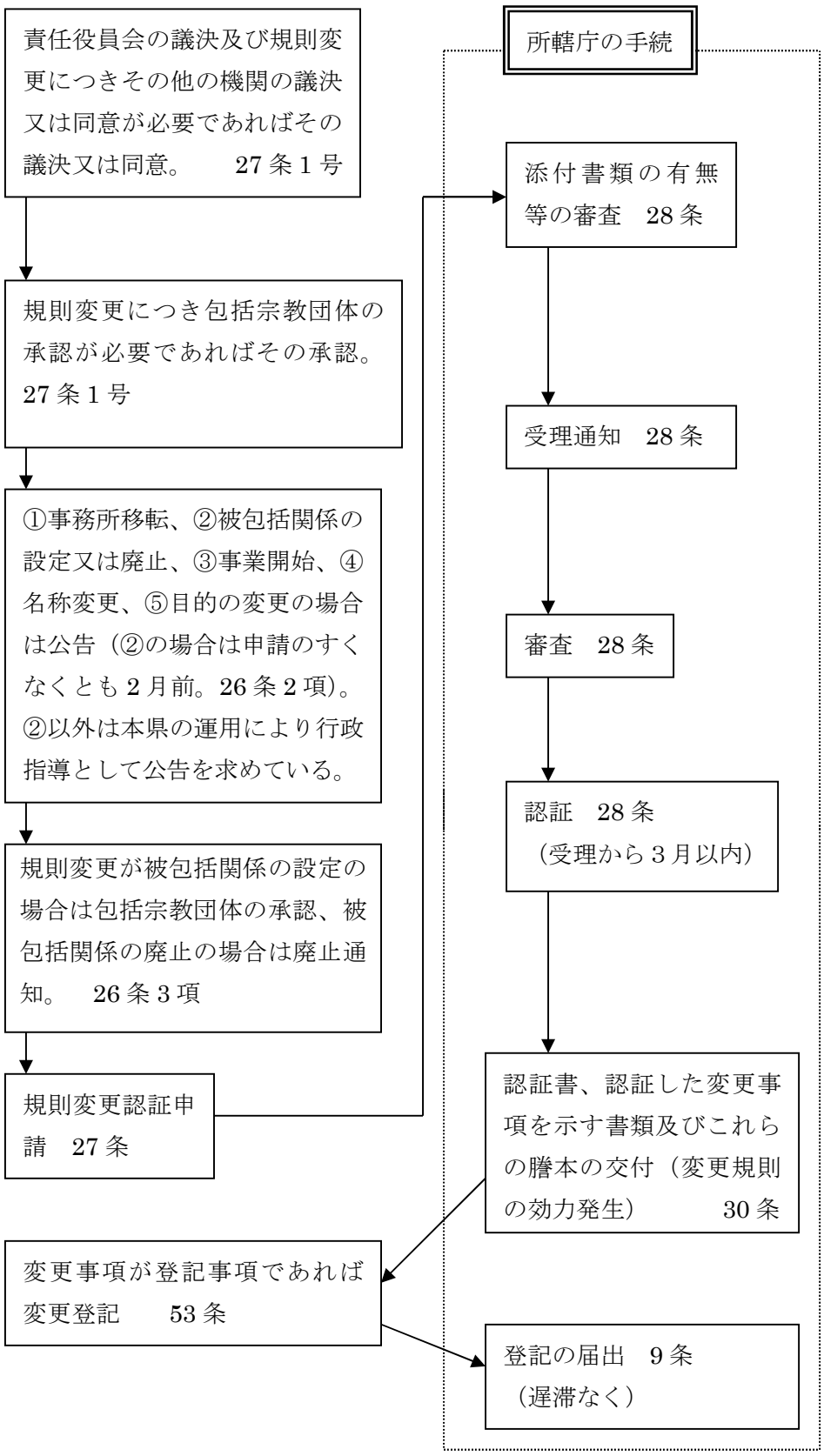
責任役員会の議決及び規則変更につきその他の機関の議決又は同意が必要であればその議決又は同意。　27条1号
規則変更につき包括宗教団体の承認が必要であればその承認。27条1号
①事務所移転、②被包括関係の設定又は廃止、③事業開始、④名称変更、⑤目的の変更の場合は公告（②の場合は申請のすくなくとも2月前。26条2項）。②以外は本県の運用により行政指導として公告を求めている。
規則変更が被包括関係の設定の場合は包括宗教団体の承認、被包括関係の廃止の場合は廃止通知。　26条3項
規則変更認証申請　27条
所轄庁の手続
添付書類の有無等の審査　28条
受理通知　28条
審査　28条
認証　28条
（受理から3月以内）
認証書、認証した変更事項を示す書類及びこれらの謄本の交付（変更規則の効力発生）　30条
変更事項が登記事項であれば変更登記　53条
登記の届出　9条
（遅滞なく）